

# ○津山工業高等専門学校情報セキュリティ推進 委員会規程

〔平成 22 年 8 月 24 日  
規 程 第 15 号〕

(目的)

**第 1 条** 津山工業高等専門学校に、情報セキュリティ対策に関する専門的及び技術的問題について審議するため、津山工業高等専門学校情報セキュリティ推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(所掌)

**第 2 条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題の審議
- (2) 情報システムに関わる情報セキュリティインシデントの発生時の対応
- (3) 情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者及び情報セキュリティ管理者への専門的及び技術的助言及び支援

(組織)

**第 3 条** 委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 情報セキュリティ推進責任者
- (2) 情報セキュリティ推進員
- (3) その他、情報セキュリティ責任者が必要と認める者

(委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、情報セキュリティ推進責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長の任期は、1 年とし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(意見聴取)

**第 5 条** 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

**第 6 条** 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

**第 7 条** この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。